

事務連絡
令和3年（2021年）7月29日

各排出事業者様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（依頼）

このことについて、令和3年7月12日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から別添1のとおり事務連絡がありました。

つきましては、これまでの通知、別添1～2及び別紙1～3の内容を御確認いただき、必要な対策を講じ、廃棄物を適正に排出していただきますようお願いいたします。

【別添】

- 1 令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（令和3年7月12日付け 環境省）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（令和3年7月8日付け 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

【別添2の別紙】

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年7月8日付け 新型コロナウイルス感染症対策本部長）
- 2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和3年7月8日付け 新型コロナウイルス感染症対策本部長）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年7月8日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部）

循環社会推進課

（一般廃棄物）

担当：岩野、矢野

電話：096-333-2628

（産業廃棄物）

担当：谷口、山崎

電話：096-333-2278